

## 各種諮問機関等

### 1 火災予防審議会

火災予防審議会は、都知事が、火災予防上の課題などに対し、学識経験者や関係行政機関の意見を得るために設置されており、審議結果はその後の火災予防対策に活かされています。審議会には、人命安全対策部会と地震対策部会の2つの部会が設置され、当庁が事務局を行っています。

昭和47年3月に火災予防条例により設置され、同年11月に第1期火災予防審議会が開始されて以降、現在は第24期火災予防審議会（令和元年7月～）が実施されています。

#### （1）人命安全対策部会

火災の予防技術や火災による人命の安全対策などに関する調査や審議を行っています。第23期火災予防審議会では、「建築物の効率的な維持管理による防災安全性の確保」をテーマに審議が行われ、中間答申として自衛消防活動中核要員制度の合理化や今後の自衛消防力の強化方策、最終的な答申として建物関係者の自主防火管理体制の充実・強化に向けた方策と効果的な防火査察に向けた方策がそれぞれ提言されました。

現在の第24期火災予防審議会では「スマートシティにおける超高齢社会の防火安全対策の在り方」をテーマに審議が行われています。

#### （2）地震対策部会

地震による火災の予防対策に関することとして、出火防止対策及び延焼拡大防止対策などの人的、物的被害の軽減に関する調査や審議を行っています。

第23期火災予防審議会では、「地震時等における火災情報等の活用方策」をテーマに審議が行われ、都市区市町村等と災害情報を共有、活用するための具体的な対策等が提言されました。

現在の第24期火災予防審議会では、「社会情勢の変化と技術革新を見据えた震災対策の在り方」をテーマに審議が行われています。

## 2 救急業務の適正な推進に関する機関等

### (1) 東京消防庁救急業務懇話会

救急業務の適正な推進を図るため、消防総監の諮問機関として、「救急業務等に関する条例」第12条に基づき開催されています。現在まで、延べ33回にわたる諮問事項を答申しており、東京消防庁の救急業務の充実発展と救急行政の効果的な発展に寄与しています。

#### ■ 懇話会内容

諮問年月日	諮問事項	施策の具現化
第31期 平成23年9月27日	バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか。	応急手当奨励制度の拡充
第32期 平成24年11月5日	航空隊及び消防救助機動部隊における救急救命士に求められる能力及び教育体制はいかにあるべきか	航空消防救助機動部隊の救急資格者への教養
第33期 平成30年4月27日	高齢者救急需要への取組はいかにあるべきか	検討中

### (2) 東京都メディカルコントロール協議会

この協議会は、消防法第35条の8の規定に基づき、東京都医師会、救急医療機関、東京都総務局、東京都福祉保健局、東京消防庁等で構成するもので、傷病者の搬送及び受入の迅速かつ適切な実施を図るとともに、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障することにより、傷病者の救命効果の向上を図ることを目的として設置された東京都の附属機関です。